

要求水準書(新旧対照表)

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考																																										
8ページ	2.6. 対象施設・設備及び対象業務 2.6.1 新浄水場整備及び運転維持管理業務 表4 対象業務 表4 対象業務 <table><tr><td></td><td>近隣対応業務</td><td>新浄水場近隣住民からの問い合わせ対応等を実施する</td></tr><tr><td></td><td>その他関連業務</td><td>必要に応じて実施する。</td></tr><tr><td rowspan="7">保守管理業務</td><td>保守管理業務</td><td>対象設備に対する定期点検、計画修繕などを実施する事業者自らが保全管理を計画的に行うための計画書を作成する</td></tr><tr><td>修繕業務 (膜交換含む)</td><td>新浄水場構造物及び機械電気設備の修繕業務 保守、修繕業務を踏まえた、新設施設・設備の更新計画策定業務</td></tr><tr><td>植栽管理、清掃業務</td><td>新浄水場における植栽の剪定、刈込、除草及び清掃等業務</td></tr><tr><td>防犯業務</td><td>新浄水場及び保守管理対象場外施設の防犯業務</td></tr><tr><td>事業完了時の引継ぎ業務</td><td>保守管理計画書の更新、保守管理業務対象施設の健全性及び老朽度の調査</td></tr><tr><td>その他関連業務</td><td>必要に応じて実施する</td></tr><tr><td>長期更新計画策定業務</td><td>保守管理業務対象施設に関する策定業務</td></tr></table>		近隣対応業務	新浄水場近隣住民からの問い合わせ対応等を実施する		その他関連業務	必要に応じて実施する。	保守管理業務	保守管理業務	対象設備に対する定期点検、計画修繕などを実施する事業者自らが保全管理を計画的に行うための計画書を作成する	修繕業務 (膜交換含む)	新浄水場構造物及び機械電気設備の修繕業務 保守、修繕業務を踏まえた、新設施設・設備の更新計画策定業務	植栽管理、清掃業務	新浄水場における植栽の剪定、刈込、除草及び清掃等業務	防犯業務	新浄水場及び保守管理対象場外施設の防犯業務	事業完了時の引継ぎ業務	保守管理計画書の更新、保守管理業務対象施設の健全性及び老朽度の調査	その他関連業務	必要に応じて実施する	長期更新計画策定業務	保守管理業務対象施設に関する策定業務	2.6. 対象施設・設備及び対象業務 2.6.1 新浄水場整備及び運転維持管理業務 表4 対象業務 表4 対象業務 <table><tr><td></td><td>近隣対応業務</td><td>新浄水場近隣住民からの問い合わせ対応等を実施する</td></tr><tr><td></td><td>その他関連業務</td><td>必要に応じて実施する。</td></tr><tr><td rowspan="7">保守管理業務</td><td>保守管理業務</td><td>対象施設に対する定期点検、対象設備に対する計画修繕などを実施する事業者自らが保全管理を計画的に行うための計画書を作成する</td></tr><tr><td>修繕業務 (膜交換含む)</td><td>新浄水場構造物及び機械電気設備の修繕業務 保守、修繕業務を踏まえた、新設施設・設備の更新計画策定業務</td></tr><tr><td>植栽管理、清掃業務</td><td>新浄水場における植栽の剪定、刈込、除草及び清掃等業務</td></tr><tr><td>防犯業務</td><td>新浄水場及び保守管理対象場外施設の防犯業務</td></tr><tr><td>事業完了時の引継ぎ業務</td><td>保守管理計画書の更新、保守管理業務対象施設の健全性及び老朽度の調査</td></tr><tr><td>その他関連業務</td><td>必要に応じて実施する</td></tr><tr><td>長期更新計画策定業務</td><td>保守管理業務対象施設に関する策定業務</td></tr></table>		近隣対応業務	新浄水場近隣住民からの問い合わせ対応等を実施する		その他関連業務	必要に応じて実施する。	保守管理業務	保守管理業務	対象施設に対する定期点検、対象設備に対する計画修繕などを実施する事業者自らが保全管理を計画的に行うための計画書を作成する	修繕業務 (膜交換含む)	新浄水場構造物及び機械電気設備の修繕業務 保守、修繕業務を踏まえた、新設施設・設備の更新計画策定業務	植栽管理、清掃業務	新浄水場における植栽の剪定、刈込、除草及び清掃等業務	防犯業務	新浄水場及び保守管理対象場外施設の防犯業務	事業完了時の引継ぎ業務	保守管理計画書の更新、保守管理業務対象施設の健全性及び老朽度の調査	その他関連業務	必要に応じて実施する	長期更新計画策定業務	保守管理業務対象施設に関する策定業務	文言の追加 文言の修正
	近隣対応業務	新浄水場近隣住民からの問い合わせ対応等を実施する																																											
	その他関連業務	必要に応じて実施する。																																											
保守管理業務	保守管理業務	対象設備に対する定期点検、計画修繕などを実施する事業者自らが保全管理を計画的に行うための計画書を作成する																																											
	修繕業務 (膜交換含む)	新浄水場構造物及び機械電気設備の修繕業務 保守、修繕業務を踏まえた、新設施設・設備の更新計画策定業務																																											
	植栽管理、清掃業務	新浄水場における植栽の剪定、刈込、除草及び清掃等業務																																											
	防犯業務	新浄水場及び保守管理対象場外施設の防犯業務																																											
	事業完了時の引継ぎ業務	保守管理計画書の更新、保守管理業務対象施設の健全性及び老朽度の調査																																											
	その他関連業務	必要に応じて実施する																																											
	長期更新計画策定業務	保守管理業務対象施設に関する策定業務																																											
	近隣対応業務	新浄水場近隣住民からの問い合わせ対応等を実施する																																											
	その他関連業務	必要に応じて実施する。																																											
保守管理業務	保守管理業務	対象施設に対する定期点検、対象設備に対する計画修繕などを実施する事業者自らが保全管理を計画的に行うための計画書を作成する																																											
	修繕業務 (膜交換含む)	新浄水場構造物及び機械電気設備の修繕業務 保守、修繕業務を踏まえた、新設施設・設備の更新計画策定業務																																											
	植栽管理、清掃業務	新浄水場における植栽の剪定、刈込、除草及び清掃等業務																																											
	防犯業務	新浄水場及び保守管理対象場外施設の防犯業務																																											
	事業完了時の引継ぎ業務	保守管理計画書の更新、保守管理業務対象施設の健全性及び老朽度の調査																																											
	その他関連業務	必要に応じて実施する																																											
	長期更新計画策定業務	保守管理業務対象施設に関する策定業務																																											
15ページ	2.11 健康診断 2.11. 健康診断 事業者は、本事業開始前に1回、本事業開始後は概ね6ヵ月に1回、水道法施行規則第16条の規定による赤痢、腸チフス、パラチフス菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌0157の検査に従事者等に行わせ、その結果を本市に提出すること。従事者等に異動があった場合は、その都度、本事業への従事前を実施すること。なお、災害・事故発生時等において緊急的・臨時的に協力企業等の従事者等を本浄水場に配置する場合、その期間が7日を超える場合は、従事者等に準じて取り扱うこととする。	2.11 健康診断 2.11. 健康診断 事業者は、業務に携わる者のうち本市町の水道施設に立ち入る者について、調査業務前に水道法第21条第1項水道法施行規則第16条第1項の規定による赤痢、腸チフス、パラチフス菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌0157の検査を行わせ、継続して立ち入る場合は、概ね6ヶ月に1回、前述の検査を行わせ、その結果を本市に提出すること。なお、新浄水場については試験運転前からを対象とし、新浦上配水池及び第2浄水場については、既存の水道施設と隣接していることから調査業務前からを対象とする。 従事者等に異動があった場合は、その都度、本事業への従事前を実施すること。なお、災害・事故発生時等において緊急的・臨時的に協力企業等の従事者等を本浄水場に配置する場合、その期間が7日を超える場合は、従事者等に準じて取り扱うこととする。	文言の追加 文言の修正																																										

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考
22ページ	3.6 他事業との調整 (1) 工事用道路 (1) 工事用道路 浦上ダム再開発工事のための工事用道路を長崎県が浦上ダムの右岸に建設中であり、浦上ダム再開発工事完成後は水道施設の管理用通路として長崎市上下水道局に管理が引き継がれる。 工事用道路は令和 9 年度末に一部完成予定であり、完成箇所は配水池の工事用道路及び管路の布設路線として使用できる。(別紙 10-1 参照)	3.6 他事業との調整 (1) 工事用道路 (1) 工事用道路 浦上ダム再開発工事のための工事用道路を長崎県が浦上ダムの右岸に建設中であり、浦上ダム再開発工事完成後は水道施設の管理用通路として本市に管理が引き継がれる。 <u>長崎県が施工する工事用道路は令和 9 年度末に一部完成予定であるため、完成箇所については一旦、本事業の配水池の工事用道路及び管路の布設路線として使用する。したがって、建設業務終了時には、浦上ダム再開発工事へ引き継ぐために原形復旧を行うこと。(別紙 10-1 参照)</u> <u>本事業の建設工事及び浦上ダム再開発工事の期間中は、工事用車両、本市の管理用車両のみが通行し、一般車両、歩行者の通行はできない。</u>	文言の追加 文言の修正
44ページ	6.2. 新浄水場設計 6.2.8.建築構造物設計 (3) 膜ろ過棟、脱水機棟設計 ③ (3) 膜ろ過棟、脱水機棟設計 ① 膜ろ過棟、脱水機棟の設計については、事業者提案とするが、周辺環境等に配慮し、雨・風等への対策を十分に考慮すること。 ② 将来の設備更新を考慮した計画とすること。 ③ 見学者動線としてバリアフリーを考慮すること。	6.2. 新浄水場設計 6.2.8.建築構造物設計 (3) 膜ろ過棟、脱水機棟設計 ③ (3) 膜ろ過棟、脱水機棟設計 ① 膜ろ過棟、脱水機棟の設計については、事業者提案とするが、周辺環境等に配慮し、雨・風等への対策を十分に考慮すること。 ② 将来の設備更新を考慮した計画とすること。 ③ 見学者動線としてバリアフリーを考慮すること。<u>(脱水機棟を除く)</u>	文言の追加
53ページ	6.3. 場外施設設計 6.3.3. 新浦上配水池設計 (1)配水池 ㊹ ㊹ 施工中の排水については、周辺環境を考慮した計画とすること。 ㊺ 外階段を各配水池に設置すること。 ㊻ 各配水池を繋ぐ渡り廊下を設置すること。	6.3. 場外施設設計 6.3.3. 新浦上配水池設計 (1)配水池 ㊹ ㊹ 施工中の排水については、周辺環境を考慮した計画とすること。 ㊺ <u>外廻りもしくは折り返し形式の外階段</u>を各配水池に設置すること。 ㊻ 各配水池を繋ぐ渡り廊下を設置すること。	文言の追加

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考
55ページ	6.3. 場外設計 6.3.3. 新配水池設計 (5) 取付道路 (5) 取付道路 ① 「道路構造令の解説と運用(日本道路協会)」に準拠し、計画すること。 ② 取付道路は、工事車両の通行に支障がないこととし、配管が布設できる 4.0 m の幅員を確保すること。なお、取付道路には導水管口径 600 mm、送水管口径 400 mm (新浄水場系) 等を埋設する。	6.3. 場外設計 6.3.3. 新配水池設計 (5) 取付道路 (5) 取付道路 ① <u>長崎県の浦上ダム再開発で施工する工事用道路から新浦上配水池及び新女の都ポンプ場へ進入するための取付道路を建設すること。</u> ② <u>取付道路は、新浦上配水池及び新女の都ポンプ場の建設における工事車両の通行、管路の布設、維持管理に必要な車両の通行に利用する。</u> ③ <u>一般車両や歩行者等が通行する一般供用を目的とした道路ではなく、上記②を目的とした使用者を限定する管理用通路であることから、縦断勾配、曲線半径、建築限界等の道路構造について「道路構造令の解説と運用(日本道路協会)」の準拠を要求しない。</u> ④ 取付道路は、工事車両の通行に支障がないこととし、配管が布設できる 4.0 m の幅員を確保すること。なお、取付道路には導水管口径 600 mm、送水管口径 400 mm (新浄水場系) 等を埋設する。 ⑤ <u>本市の管理用通路であるため本市の職員及び事業者以外の一般車両及び歩行者の通行は原則不可とする</u>	文言の追加 文言の修正
55ページ 56ページ	6.3. 場外設計 6.3.3. 新配水池設計 (6) 緊急遮断弁及び制御盤 (6) 緊急遮断弁及び制御盤 ① 緊急遮断設備の構成は、緊急遮断弁、緊急遮断弁盤、<u>地震計</u>、又はこれらと同等の機能及び信頼性を有する設備とすること。 ② 緊急遮断設備は、地震等の災害や事故により、<u>地震計が動作してから</u>配水流量の異常流量を検知し、自動的に緊急遮断弁を作動させ、配水池からの配水を遮断できる設備とすること。 ③ 緊急遮断設備は配水池 1 池を対象に設置すること。 ④ 緊急遮断設備の型式はトリガー式とすること。また、復帰方法については電動復帰式とすること。 ⑤ 緊急遮断弁の下流側の適切な箇所に空気弁を設置すること。	6.3. 場外設計 6.3.3. 新配水池設計 (6) 緊急遮断弁及び制御盤 (6) 緊急遮断弁及び制御盤 ① <u>緊急遮断設備の構成は、緊急遮断弁、緊急遮断弁盤、又はこれらと同等の機能及び信頼性を有する設備とすること。</u> ② <u>緊急遮断設備は、地震等の災害や事故により、配水流量の異常流量を検知し、自動的に緊急遮断弁を作動させ、配水池からの配水を遮断できる設備とすること。</u> ③ 緊急遮断設備は配水池 1 池を対象に設置すること。 ④ 緊急遮断設備の型式はトリガー式とすること。また、復帰方法については電動復帰式とすること。 ⑤ 緊急遮断弁の下流側の適切な箇所に空気弁を設置すること。	文言の削除

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考
56ページ	6.3. 場外設計 6.3.3. 新配水池設計 (7) 電動水位調整弁 (7) 電動水位調整弁 ① <u>新浦上配水池及び</u>手熊浄水場系の小江原配水槽からの流入を調整する設備とすること。 ② 開度発信機を取り付け、設定した開度になるよう自動制御を行うこと。 ③ 前段には減圧弁を設け、キャビテーション検討により仕様、台数、設置位置を設定すること。なお、小江原配水槽は H.W.L.+205.00 m、L.W.L.+197.00 m である。	6.3. 場外設計 6.3.3. 新配水池設計 (7) 電動水位調整弁 (7) 電動水位調整弁 ① <u>手熊浄水場系の小江原配水槽からの流入を調整する設備とすること。</u> ② 開度発信機を取り付け、設定した開度になるよう自動制御を行うこと。 ③ 前段には減圧弁を設け、キャビテーション検討により仕様、台数、設置位置を設定すること。なお、小江原配水槽は H.W.L.+205.00 m、L.W.L.+197.00 m である。	文言の削除
60ページ	6.3. 場外設計 6.3.5. 大手配水池、女の都配水池、赤迫高部配水槽、道ノ尾配水池、高田越減圧槽設計 (1) 遠方監視 ① 遠方監視制御設備について、新設または既存設備の改造により整備すること。新設する場合にはデジタル専用回線を使用した VPN を構築すること。 ② 遠方監視制御設備を新設する場合は、将来施設の更新や設備追加等に対応できる構成とすること。 ③ 遠方監視装置については<u>キュービクル</u>に収納し、<u>既設</u>電気室もしくは屋外に設置すること。また、盤内に小型 UPS を設け、停電対策を行う。補償時間は 30 分以上とする。 ④ 既設設備から必要な信号を取り出し、本設備で取込んだ後、新浄水場の中央監視制御設備に取り込めるようにする。	6.3. 場外設計 6.3.5. 大手配水池、女の都配水池、赤迫高部配水槽、道ノ尾配水池、高田越減圧槽設計 (1) 遠方監視 ① 遠方監視制御設備について、新設または既存設備の改造により整備すること。新設する場合にはデジタル専用回線を使用した VPN を構築すること。 ② 遠方監視制御設備を新設する場合は、将来施設の更新や設備追加等に対応できる構成とすること。 ③ 遠方監視装置については<u>低圧盤内</u>に収納し、電気室もしくは屋外に設置すること。<u>ただし、道ノ尾配水池及び高田越減圧槽の遠方監視装置については、道ノ尾配水池周辺の敷地内に設置すること。</u>また、盤内に小型 UPS を設け停電対策を行う。補償時間は 30 分以上とする。 ④ 既設設備から必要な信号を取り出し、本設備で取込んだ後、新浄水場の中央監視制御設備に取り込めるようにする。	文言の追加 文言の削除
66ページ	6.3. 場外設計 6.3.7. 第2浄水場設計 (5) 車庫棟及び倉庫棟 (5) 車庫棟及び倉庫棟 構造は、鉄筋コンクリート造とする。 設置位置は、新設する天日乾燥床管理用通路北側スペースとする。 要求室及び要求面積は、以下の通りとする。 車庫棟 (約 65 m²) 倉庫棟 (約 110 m²)	6.3. 場外設計 6.3.7. 第2浄水場設計 (5) 車庫棟及び倉庫棟 (5) 車庫棟及び倉庫棟 構造は、鉄筋コンクリート造<u>もしくは鉄骨造</u>とする。 設置位置は、新設する天日乾燥床管理用通路北側スペースとする。 要求室及び要求面積は、以下の通りとする。 車庫棟 (約 65 m²) 倉庫棟 (約 110 m²)	文言の追加

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考
78ページ 79ページ	6.4. 場外管路設計 6.4.2. 場外管路設計共通事項 (7) 新浦上配水池連絡通路 (7) 新浦上配水池連絡通路 ① 新浦上配水池及び新女の都ポンプ場への連絡通路を新設すること。連絡通路は、工事車両及び配管が布設できる4.0 mの幅員を確保すること。導水管口径 600 mm、送水管口径 400 mm (小江原配水槽系)、配水管口径 700 mm、送水管口径 200 mm(女の都配水池系)を埋設する。	6.4. 場外管路設計 6.4.2. 場外管路設計共通事項 (7) 新浦上配水池連絡通路 (7) 新浦上配水池連絡通路 ① <u>浦上浄水場敷地内から新浦上配水池及び新女の都ポンプ場へ通じる連絡通路を建設すること。</u> ② <u>連絡通路は、管路の布設、維持管理に必要な車両の通行に利用する。</u> ③ <u>一般車両や歩行者等が通行する一般供用を目的とした道路ではなく、上記②を目的とした使用者を限定する管理用通路であることから、縦断勾配、曲線半径、建築限界等の道路構造について「道路構造令の解説と運用(日本道路協会)」の準拠を要求しない。</u> ④ <u>連絡通路は、工事車両及び配管が布設できる幅員を確保すること。導水管口径 600 mm、送水管口径 400 mm (小江原配水槽系)、配水管口径 700 mm、送水管口径 200 mm(女の都配水池系)を埋設する。</u> ⑤ <u>連絡通路は、本市の管理用通路となるため、本市の職員及び事業者以外の一般車両及び歩行者の通行は原則不可とする。</u>	文言の追加 文言の削除
91ページ	9.1. 保守管理業務の基本的な考え方 9.1.1. 保守管理業務の範囲 9.1.1. 保守管理業務の範囲 本事業で対象とする保守管理業務の範囲は、表 7 で保守対象とする施設である。本事業で新設する機械電気設備を対象とし、土木躯体、建築躯体については保守管理業務の範囲外とする。	9.1. 保守管理業務の基本的な考え方 9.1.1. 保守管理業務の範囲 9.1.1. 保守管理業務の範囲 本事業で対象とする保守管理業務の範囲は、<u>表 5</u> 及び表 7 で保守対象とする施設である。本事業で新設する機械電気設備を対象とし、土木躯体、建築躯体については定期点検のみとする。	文言の追加

ページ	現行(令和7年5月23日)			改訂(令和7年7月7日)			備考
94ページ	別紙一覧表			別紙一覧表			別紙の追加 別紙の修正
	別紙番号	枝番号	資料名称	別紙番号	枝番号	資料名称	
	別紙1	-1	場外施設フロー図(長崎市)	別紙1	-1	場外施設フロー図(長崎市)	
		-2	場外施設フロー図(長与町)		-2	場外施設フロー図(長与町)	
	別紙2	-1	新浄水場 用地平面図	別紙2	-1	新浄水場 用地平面図	
		-2	第2浄水場 用地平面図		-2	第2浄水場 用地平面図	
		-3	新導水ポンプ場(長与町) 予定地平面図		-3	新導水ポンプ場(長与町) 予定地平面図	
	別紙3		建設用地及び敷地面積と用地の制限	別紙3		建設用地及び敷地面積と用地の制限	
	別紙4	-1	新浄水場 土質調査結果	別紙4	-1	新浄水場 土質調査結果	
	別紙4	-2	新浦上配水池及び新浄水場の一部 土質調査結果	別紙4	-2	新浦上配水池及び新浄水場の一部 土質調査結果	
	別紙4	-3	新導水ポンプ場(長与町) 土質調査結果	別紙4	-3	新導水ポンプ場(長与町) 土質調査結果	
	別紙4	-4	第2浄水場 土質調査結果	別紙4	-4	第2浄水場 土質調査結果	
	別紙5		用語の定義	別紙5		用語の定義	
	別紙6		新浄水場原水既往水質試験結果	別紙6		新浄水場原水既往水質試験結果	
	別紙7	-1	地下埋設物資料	別紙7	-1	地下埋設物資料	
	別紙7	-2	北部下水処理場(新浄水場建設予定地)参考図	別紙7	-2	北部下水処理場(新浄水場建設予定地) 参考図	
	別紙8	-1	新浄水場及び新浦上配水池ハザードマップ(土砂災害、浸水)	別紙8	-1	新浄水場及び新浦上配水池ハザードマップ(土砂災害、浸水)	
	別紙8	-2	第2浄水場ハザードマップ(土砂災害、浸水)	別紙8	-2	第2浄水場ハザードマップ(土砂災害、浸水)	
	別紙8	-3	新導水ポンプ場(長与町)ハザードマップ(浸水)	別紙8	-3	新導水ポンプ場(長与町)ハザードマップ(浸水)	
	別紙9		施設・機器別更新時期一覧表	別紙9		施設・機器別更新時期一覧表	
	別紙10	-1	新浦上配水池、新女の都ポンプ場基本図面	別紙10	-1	新浦上配水池、新女の都ポンプ場基本図面	
	別紙10	-2	新導水ポンプ場(長与町)基本設計図面	別紙10	-2	新導水ポンプ場(長与町) 基本設計図面	
	別紙10	-3	第2浄水場基本設計図面(購入用地図含む)	別紙10	-3	第2浄水場基本設計図面(購入用地図含む)	
	別紙10	-4	工事用道路縦断図	別紙10	-4	工事用道路縦断図	
	別紙11		新浦上配水計画に関する基礎資料	別紙10	-5	浦上浄水場用地図	
	別紙12		場外管路計画図	別紙11		新浦上配水計画に関する基礎資料	
	別紙13		長与町 水質試験(濁度)データ	別紙12		場外管路計画図	
	別紙14		既存配水池平面図	別紙13		長与町 水質試験(濁度)データ	
	別紙15		萱瀬ダム導水管資料	別紙14		既存配水池平面図	
	別紙16		既設女の都ポンプ場～女の都配水池縦断図	別紙15		萱瀬ダム導水管資料	
	別紙17		新設導水ポンプ場～第2浄水場縦断図	別紙16		既存女の都ポンプ場～女の都配水池縦断図	
	別紙18		第2浄水場～第5配水池縦断図	別紙17		新設導水ポンプ場～第2浄水場断面図	
				別紙18		第2浄水場～第5配水池縦断図	
				別紙19		第2浄水場 場内整備	
				※ 赤字 :別紙の追加 青字 :内容の修正			